

令和2年11月11日
判決言渡
同日原本領収
裁判所書記官

令和2年(ネ)第2216号 損害賠償請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所立川支部平成31年(ワ)第412号)

口頭弁論終結日・令和2年10月12日

判 決

控 訴 人

同訴訟代理人弁護士

東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

被 控 訴 人

同 代 表 者 知 事

同 指 定 代 理 人

同

同

東 京 都

小 池 百 合 子

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、100万円を支払え。
- 3 訴訟費用は、第一、二審とも、被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要 (略語は、新たに定義しない限り、原判決の例による。以下、本判決において同じ。)

- 1 本件は、控訴人が、警視庁第八方面自動車警ら隊第3中隊に所属する警察官が控訴人に対し行った職務質問が任意捜査の限界を超えるものであり、また、警察官らが控訴人の名誉を棄損し又は侮辱する発言をし、これらの違法な公権

力の行使により精神的苦痛を被ったと主張して、国家賠償法1条1項に基づき、被控訴人に対し、慰謝料100万円及びこれに対する不法行為日である平成30年4月16日から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

2 原審は、警察官らの職務質問については、適法なものであったと認め、名誉棄損又は侮辱については、これを認めるべき的確な証拠はないとして、控訴人の請求を全部棄却した。

控訴人は、これを不服として100万円の支払を求める限度で本件控訴をし、原判決には事実誤認がある旨を主張した。

3 前提事実、争点及び当事者の主張は、次のとおり付加訂正し、後記4のとおりに当審における当事者の主張を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」の第2・1及び2（原判決2頁3行目から5頁13行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決2頁6行目から7行目にかけての「JR立川駅北口周辺を立川南通り方面から東京都国立市方面に東西に延びる」を「JR立川駅北口付近を東西に延びる」と改める。

(2) 原判決3頁17行目の末尾に「（以上(1)から(9)までの出来事を「4月16日の件」という。）。」を加える。

(3) 原判決4頁17行目の「肩手」を「片手」と改める。

4 当審における当事者の主張

(1) 控訴人の主張

控訴人は、平成30年4月17日、 巡査長らの本部に出向いて4月16日の件について話をするなどしており、警察としては紛争になることを十分に予測していたのであるから、証拠保全のためにドライブレコーダーの映像は保管しているはずである。本件訴訟でも本件パトカーと控訴人車両がすれ違った地点、本件パトカーの控訴人車両の追尾状況が当初から大きな争点

となっていた。ところが、被控訴人はドライブレコーダーの映像等を証拠提出せず、■■■■巡査長はドライブレコーダーに関する証言を拒絶した。仮に被控訴人においてドライブレコーダーの映像を破棄したということであれば、証拠隠滅行為があったものとして、被控訴人の主張及び■■■■巡査長の証言の全体の信用性を否定すべきである。

(2) 被控訴人の主張

控訴人の主張は、従前の主張の繰り返しであり、憶測により論難するものにすぎない。控訴人が提出を求める110番通報の音声記録は保存期間を経過し、ドライブレコーダーの記録は順次上書き保存され、いずれも警視庁において所持していない。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所は、原判決と同様に控訴人の請求は理由がないものと判断する。その理由は、次のとおり付加訂正し、後記2において当審における当事者の主張に対する判断を示すほかは、原判決の「事実及び理由」の第3（原判決5頁15行目から9頁24行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決7頁17行目の「通行しておらず、」から同頁18行目の「できない事実」にかけてまでを「通行していない事実」と改める。

(2) 原判決9頁3行目の「■■■■巡査長らにおいて、」の次に「無免許運転を含め、」を加え、同頁11行目の「職務質問は」から同頁12行目の「原告の請求には理由がない。」を「職務質問が違法であったと認めることはできないから、この点に関する控訴人の請求は理由がない。」と改める。

2 当審における当事者の主張に対する判断

控訴人は、ドライブレコーダーの映像等を破棄したということであれば、証拠隠滅行為があったものとして、被控訴人の主張及び■■■■巡査長の証言の全体の信用性を否定すべきである旨を主張する。

しかしながら、控訴人の上記主張は、本件パトカーに装備されていたドライ

ブレコーダーの映像が、4月16日の件に関する重要な証拠となると控訴人が主張することを被控訴人の職員が認識し得たことを前提とするが、控訴人が平成30年4月17日に■■■■巡査長らの本部に出向いて4月16日の件について話をしたこと、及びその話の内容がいかなるものであったかについて、明らかにする証拠はない。むしろ、被控訴人には、本件訴訟が提起され、控訴人の主張が明らかになり、控訴人車両と本件パトカーがすれ違った地点等が争点となると控訴人が主張していることが明らかになったと認められる(弁論の全趣旨)が、訴状の送達は、平成30年12月20日であり、控訴人代理人は、令和元年9月2日に、110番受理簿の送付嘱託を申し立てたが、ドライブレコーダーの映像については送付嘱託を求めている(記録上明らか)、控訴人代理人がドライブレコーダーについて言及したのは、同年12月20日の証人尋問時が最初である(原審における証人■■■■)。

そうすると、被控訴人の主張する、本件パトカーに装備され、4月16日の件を撮影したドライブレコーダーの映像は、順次上書き保存され、現在残っていない可能性を否定することはできない。したがって、上記映像が提出されないからといって、被控訴人において証拠隠滅行為があったと断じることとはできず、被控訴人の主張及び■■■■巡査長の証言の全体の信用性を否定すべきということもできない。控訴人の上記主張は採用できない。

3 その他、控訴人は種々主張するが、前記引用に係る原判決(上記1のとおり改めた後のもの。)の認定、判断を左右するものはない。

第4 結論

よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第1民事部

裁判長裁判官

深見一安

裁判官

原道子

裁判官

澤田久文